

固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

①土地、家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿に登録された価格を自己所有のものだけでなく他の所有のものも含めて縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。
また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧期間 ①4月1日から5月31日まで ②③4月1日以降いつでも可 ※土曜日、日曜日、祝日を除く。
時間 午前8時30分～午後5時15分 場所:税務課・神泉総合支所地域総務課
手数料 ①③…無料 ②…1件150円(ただし、4月1日～5月31日の縦覧期間に限り無料、写しを希望する場合は、1枚につき10円)

用意するもの 認印、①・②を希望される方は本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人の場合は、委任状が必要です。借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書などの提示が必要となります。

バイクや軽自動車をお持ちのみなさんへ

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

軽自動車、バイク、農耕作業車など、廃車や譲渡したもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に所有している方に納めていただく税金(年税)です。年度途中で行った登録への月割の課税や廃車で月割の課税の還付はありません。
登録、廃車、名義変更などの手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。また、所有者が死亡されている場合も名義変更や廃車の手続きをお願いします。
不明な点は、車種に応じて下記へお問合せください。

種 類	取 扱 窓 口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場税務課 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117
	神泉総合支所地域総務課 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) または二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市御陵威ヶ原字下林 701-4 ☎050-5540-2027
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎050-3816-3112

くらしの110番「子どもが勝手にオンライン決済」

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

スマートフォンやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、子ども(未成年者)が保護者に無断で決済をし、高額請求になったという相談が寄せられています。
保護者が端末に登録したカード情報を、子どもが勝手に使用したケースが多く見られます。また、保護者のカードを勝手に持ち出した、保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見してキャリア決済をした、家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用したケースもあります。
カードの請求明細や、決済機能の利用通知メールがきっかけで身に覚えのない決済に気付き、家族に利用を尋ねても、子どもは「知らない」「覚えがない」と言いがちです。また、初めは少額に留めていたが、ゲームに夢中になり、課金が止められなくなってしまった子や、「お金を使った」という意識が全くない子もいます。
日ごろから子どもと、スマートフォンなどの端末とゲームの利用ルール、お金の大切さなどを話し合うことが望めます。

【事例1】

以前、中学生の息子が自分のスマートフォンに有料の楽曲をダウンロードしたいということで、私のクレジットカードで購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手にオンラインゲーム内の課金に使用し、45万円ほどの請求がきている。



【事例2】

小学校低学年の娘にせがまれて、私のスマートフォンでオンラインゲームを利用させたところ、3日間で約20万円の課金をしていた。娘は「数字のボタンを押したらアイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。



【消費者へのアドバイス】

- 困った時には、お近くの消費生活センター(消費者ホットライン「188」)等にご相談ください。
- ①スマートフォン等の端末、決済機能のあるカード類、ID、パスワード、暗証番号の管理を徹底しましょう。
 - ②端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額などを確認しましょう。＊ペアレンタルコントロール、＊フィルタリング機能を活用し、子どものスマートフォン等の機能に制限を設けることも効果的です。
 - ③事業者にて「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求めることも可能ですが、契約時の状況によっては取り消せない(返金されない)、立証に時間がかかる場合もあります。

＊ペアレンタルコントロール…子供による情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組みのこと。
＊フィルタリング機能…インターネット上ウェブページ等を判別し、排除する(アクセスできないようにする)機能のこと。